

令和4年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト受験上の注意の変更について

令和3年12月28日
独立行政法人大学入試センター

「令和4年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト新型コロナウイルス感染症対策等」の一部改正に伴い、「令和4年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト受験上の注意」について、次のとおり変更します。

《変更箇所 (p.3)》 ※下線部が変更点

2 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 試験前

- ⑤ 保健所から新型コロナウイルス感染症患者との濃厚接触者として健康観察や外出自粛を要請されている者のうち、無症状の者については、以下のア～エの要件を全て満たしている場合に受験が認められます。受験を希望する場合には、令和4年1月14日(金)の午前10時までに、受験票に記載されている「問合せ大学」に電話連絡してください。

なお、要件を一つでも満たさない場合は受験できませんので、追試験の受験を申請してください。(→16ページ)

ア 初期スクリーニング(自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するPCR等の検査(行政検査))の結果、陰性であること。また、その後の検査の結果においても陽性であることが判明していないこと

※ 受験者が自治体(保健所)から指示されていない医療機関等で自主的にPCR検査を受けた場合、その結果が陰性であっても受験することはできません。

※ 初期スクリーニングの検査結果が判明するまでは受験はできません。

※ 初期スクリーニング後の検査においては、直近の検査の結果が判明していない場合であっても受験することができます。

イ 受験当日も無症状であること

ウ 公共の交通機関(電車、バス、タクシー、航空機(国内線)、旅客船等)を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと

エ 終日、別室で受験すること

(注)「問合せ大学」にまず電話連絡した上で、以下の事項について志願者本人が自署した書面をメール・ファックス等で提出してください。

- ・試験場コード及び受験番号
- ・氏名及び緊急連絡先
- ・濃厚接触者に該当すると判断した保健所の名称
- ・保健所から濃厚接触者に該当すると連絡があった日
- ・保健所から健康観察期間として不要不急の外出を控えるよう指示されている期間
- ・初期スクリーニング(自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するPCR等の検査(行政検査))の結果及びその後に検査を受けている場合はその結果
- ・B.1.1.529系統(オミクロン株)への感染が確定した患者等の濃厚接触者で、宿泊施設等からの外出が認められている場合はその旨を記載